

広島県告示第八百六十五号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十二年十一月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

医療法人社団沢崎外科	名 称	
安芸高田市吉田町吉田六九五―一	所 在 地	
平成二十二年十一月八日	効力を失する期限	